

○^{総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省}令第一号

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成二十九年法律第四十七号）の施行に伴い、並びに地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第四条第一項、第五条第一項及び第二項並びに第七条第三項の規定に基づき、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年七月三十一日

総務大臣 高市 早苗
 財務大臣 麻生 太郎
 厚生労働大臣 塩崎 恭久
 農林水産大臣 山本 有二
 経済産業大臣 世耕 弘成
 国土交通大臣 石井 啓一

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律施行規則（平成十九年^{総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省}令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
-----	-----

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第四条第一項に規定する基本計画等に関する省令

(基本計画の協議)

第一条 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項の規定により基本計画の同意を得ようとする市町村及び都道府県は、様式第一による協議書を、当該都道府県の区域（その区域が二以上の経済産業局（沖縄総合事務局を含む。）の管轄区域にわたるときは、そのいずれか一の都道府県の区域。以下同じ。）を管轄する経済産業局長又は沖縄総合事務局長（以下「経済産業局長等」という。）を經由して、主務大臣に提出しなければならない。

(基本計画の変更の協議)

第二条 法第五条第一項の規定により基本計画の変更に係る同意を得ようとする市町村及び都道府県は、様式第二による変更協議書を、当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長等を經由して、主務大臣に提出しなければならない。

(軽微な変更)

第三条 法第五条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律施行規則

(基本計画の協議)

第一条 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により基本計画の同意を得ようとする市町村及び都道府県は、様式第一による協議書を、当該都道府県の区域（その区域が二以上の経済産業局（沖縄総合事務局を含む。）の管轄区域にわたるときは、そのいずれか一の都道府県の区域。以下同じ。）を管轄する経済産業局長又は沖縄総合事務局長（以下「経済産業局長等」という。）を經由して、主務大臣に提出しなければならない。

(基本計画の変更の協議)

第二条 法第六条第一項の規定により基本計画の変更に係る同意を得ようとする市町村及び都道府県は、様式第二による変更協議書を、当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長等を經由して、主務大臣に提出しなければならない。

(軽微な変更)

第三条 法第六条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

一 [略]

[削る]

二 前号に掲げるもののほか、基本計画の円滑な実施に支障を及ぼすおそれがないと主務大臣が認める変更

2 法第五条第二項の規定により基本計画の軽微な変更に係る届出をしようとする市町村及び都道府県は、様式第三による届出書を、当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長等を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

(協議会の組織の公表)

第四条 [略]

一 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更

二 法第五条第二項第七号に規定する事業環境の整備の事業に係る施行期間の六月以内の変更

三 前二号に掲げるもののほか、基本計画の円滑な実施に支障を及ぼすおそれがないと主務大臣が認める変更

2 法第六条第二項の規定により基本計画の軽微な変更に係る届出をしようとする市町村及び都道府県は、様式第三による届出書を、当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長等を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

(協議会の組織の公表)

第四条 法第七条第三項の主務省令で定める期間は、五日以上とする。

2 法第七条第三項の規定による公表は、次に掲げる事項について行わなければならない。

- 一 協議会の構成員の氏名又は名称
- 二 協議会の規約の内容

3 前項の規定による公表は、市町村及び都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(企業立地計画の承認の申請)

第五条 法第十四条第一項の規定により企業立地計画の承認を受けようとする特定事業者は、様式第四による申請書一通及びその写し一通を

[削る]

企業立地を行おうとする同意集積区域を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 当該特定事業者が法人である場合においては、その法人の定款
- 二 当該特定事業者の最近二期間の事業報告、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあつては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

（承認企業立地計画の変更の承認の申請）

第六条 法第十五条第一項の規定により承認企業立地計画の変更の承認を受けようとする特定事業者は、様式第五による申請書一通及びその写し一通を、法第十四条第三項の承認を行った都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款に変更があつた場合には、その変更後の定款
- 二 前条第二項第二号に掲げる書類

（事業高度化計画の承認の申請）

第七条 法第十六条第一項の規定により事業高度化計画の承認を受けようとする特定事業者は、様式第六による申請書一通及びその写し一通

〔削る〕

〔削る〕

を、事業高度化を行うおとする同意集積区域を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該特定事業者が法人である場合においては、その法人の定款

二 当該特定事業者の最近二期間の事業報告、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあつては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

（承認事業高度化計画の変更の承認の申請）

第八条 法第十七条第一項の規定により承認事業高度化計画の変更の承認を受けようとする特定事業者は、様式第七による申請書一通及びその写し一通を、法第十六条第三項の承認を行った都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款に変更があつた場合には、その変更後の定款

二 前条第二項第二号に掲げる書類

[削る]

備考 表中の「」の記載は注記である。

様式第一を次のように改める。

※ 別紙のとおり様式第一を挿入
様式第二を次のように改める。

※ 別紙のとおり様式第二を挿入
様式第三を次のように改める。

※ 別紙のとおり様式第三を挿入
様式第四から様式第七までを削る。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。